

防衛省組織令等の一部を改正する政令案要綱

第一 防衛省組織令の一部改正（第一条関係）

一 陸上幕僚監部人事教育部募集・援護課が所掌する再就職管理業務を同部人事教育計画課に移管すること。（第八十二条及び第八十四条関係）

二 海上幕僚監部人事教育部援護業務課が所掌する再就職管理業務を同部補任課に移管すること。（第一百四十三条及び第一百六条関係）

三 航空幕僚監部人事教育部募集・援護課が所掌する再就職管理業務を同部補任課に移管すること。（第一百四十三条及び第一百四十五条関係）

四 防衛装備庁技術戦略部に技術連携推進官一人を置くとともに、その職務を定めること。（第九十六条及び第九十九条の二関係）

五 防衛装備庁技術戦略部に技術連携推進官が置かれることに伴い、同部技術戦略課の所掌事務及び同部技術振興官の職務を改めること。（第九十七条及び第九十九条関係）

六 防衛装備庁電子装備研究所及び先進技術推進センターを廃止し、同庁に次世代装備研究所を置くこと

もに、その所掌業務を定めること。（第二百十三條及び第二百十七條關係）

七 防衛裝備庁電子裝備研究所及び先進技術推進センターが廃止されることに伴い、同庁技術戦略部の所掌事務、同部技術計画官の職務、航空裝備研究所、陸上裝備研究所及び艦艇裝備研究所の所掌業務並びに研究所の所掌業務の特例を改めること。（第七十五條、第九十八條、第二百十四條から第二百十六條まで及び第二百十八條關係）

八 大臣官房に置かれる審議官及び参事官並びに沖縄防衛局に置かれる次長のうち設置期限が定められて
いるものの当該設置期限を令和十三年三月三十一日まで延長すること。（附則第五項、第六項及び第十
四項關係）

九 その他所要の改正を行うこと。

第二 自衛隊法施行令の一部改正（第二條關係）

防衛裝備庁技術戦略部技術連携推進官の新設に伴い、当該官職を管理隊員とすること。（第五十一條の

六關係）

第三 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正（第三條關係）

一 情報本部長を自衛官俸給表の陸将、海将及び空将の欄の五号俸の俸給月額を受ける官職として定めること。(第四条及び第六条の二十関係)

二 予備自衛官に支給される訓練招集手当の日額を改めること。(第十七条の十四関係)

三 予備自衛官補に支給される教育訓練招集手当の日額を改めること。(第十七条の十五関係)

四 自衛官に係る勤勉手当の支給割合の改定に伴い、若年定年退職者給付金の額の調整に関し必要な給与年額相当額の計算方法を改めること。(第二十四条関係)

五 防衛装備庁の情報システムの整備及び管理に関する事務に従事することを本務とする職員を俸給の調整額の支給対象に加えるとともに、調整数を定めること。(別表第二関係)

六 防衛装備庁技術戦略部に技術連携推進官を置くこと等に伴い、俸給の特別調整額の対象官職を改めること。(別表第三関係)

七 防衛省の職員に支給される特殊勤務手当に関し、救急救命処置手当を新設すること。(別表第五関係)

第四 施行期日等(附則関係)

- 一 この政令は、令和三年四月一日から施行すること。
- 二 その他所要の経過措置を設けるほか、関係政令について所要の改正を行うこと。